

第2章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故の傾向と交通安全対策の今後の方向

踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、平成16年に1件（軽症者1名）発生して以来、平成28年4月現在まで発生しておらず、長期的には減少傾向にある。

これは踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられるが、踏切事故はひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであることから、更なる踏切事故防止のため、構造改良、踏切保安設備の整備、交通規制等の対策を推進する。

第2節 踏切道における交通の安全について講じようとする施策

1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

また、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標等の踏切関連交通安全施設の高度化を推進するとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

また、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。